

令和2年4月10日

各位

千葉商工会議所

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、4月7日に緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出自粛やオフィス勤務の大幅な減員が要請されました。

当所では、この事態を重く受け止め、4月13日から以下の対応をすることといたします。

記

【1. 対応期間】 4月13日（月）～5月6日（水）

※上記期間内であっても、感染状況等に応じて対応方針を変更する可能性があります。

【2. 事業の実施について】

- ・参加人数、審議事項の有無（会議）に関わらず、事業（会議・セミナー・講演会等）については、中止もしくは延期とします。

【3. 事務局員の出勤等について】

（1）出勤について

- ・5月6日（水）まで、出勤数を大幅に縮小します。
- ・事務局員本人が、当日37.5度以上の体温がある場合、出勤を見合わせます。
- ・少しでも体調が良くないと感じた場合、出勤前に検温をするなど、体調管理を徹底します。

（2）時差出勤

- ・出勤者の感染リスクをできる限り回避するため、時差出勤を行います。

（3）その他

- ・手洗い、手消毒の徹底、マスク着用等、個人での感染防止策には、引き続き実施に努めます。

以上